



栃木県公報

令和4(2022)年
3月10日(木)
号 外
第 6 号

目 次

条 例

○栃木県消費者行政活性化基金条例の廃止	2
○栃木県医療施設耐震化臨時特例基金条例の廃止	2

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県消費者行政活性化基金条例の廃止（栃木県条例第1号）

- 1 国の地方消費者行政活性化交付金による事業の終了に伴い、栃木県消費者行政活性化基金条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県医療施設耐震化臨時特例基金条例の廃止（栃木県条例第2号）

- 1 国の医療施設耐震化臨時特例交付金による事業の終了に伴い、栃木県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例
- 2 栃木県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

令和4年3月10日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第1号

栃木県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例

栃木県消費者行政活性化基金条例（平成21年栃木県条例第3号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(くらし安全安心課)

栃木県条例第2号

栃木県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

栃木県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年栃木県条例第39号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(医療政策課)